

むつ市議会第192回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成19年6月29日(金曜日)午前10時開議

表彰状の伝達

諸般の報告

第1 下北駅前整備促進特別委員会委員の選任

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第2 議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例

第3 議案第34号 むつ市かまふせビレッジ条例

第4 議案第35号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例

第5 議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例

第6 議案第37号 むつ市湯野川温泉濃々園条例

第7 議案第38号 むつ市脇野沢流通センター条例

第8 議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例

第9 議案第40号 むつ市まちの駅かわうち条例

第10 議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例

第11 議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第12 議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例

第13 議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例

第14 議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例

第15 議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

第16 議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

第17 議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例

第18 議案第49号 青森県交通災害共済組合理約の一部を変更する規約

第19 議案第50号 青森県市長会館管理組合理約の一部を変更する規約

第20 議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について

第21 議案第52号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合理約の変更について

第22 議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算

第23 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

第24 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算)

第25 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算)

第26 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)

第27 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算)

第28 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市税条例の一部を改正する条例)

第29 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第30 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第31 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第32 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成19年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第33 議員提出議案第2号 清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議

第34 議員提出議案第3号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める意見書

第35 議員提出議案第4号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書

【建設常任委員会からの申し出】

第36 請願の閉会中の継続審査

【議員派遣】

第37 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（55人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
7番	菊	池	一	郎	8番	新	谷		功
9番	濱	田	栄	子	10番	高	田	正	俊
11番	村	川	壽	司	12番	柴	田	峯	生
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	杉	浦	守	彦
17番	富	岡	幸	夫	18番	佐	藤		司
19番	久保	田	昌	司	20番	横	垣	成	年
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作
23番	川	下	八十	美	24番	斉	藤	孝	昭
25番	松	野	裕	而	26番	東	谷	正	司
27番	東	谷	良	久	28番	佐々	木	隆	徳
29番	立	石	政	男	30番	竹	本		強
31番	杉	浦		洋	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
38番	佐々	木		肇	39番	鎌	田	ちよ	子
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
42番	坂	井	一	利	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
46番	菊	池		清	47番	柏	谷		均
49番	工	藤	清四	郎	50番	服	部	清三	郎
51番	杉	本	清	記	52番	慶	長	徳	造
53番	千	賀	武	由	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	中	村	正	志	59番	富	岡		修
60番	川	端	澄	男					

欠席議員（5人）

5番	川	端	一	義	6番	小	林		正
35番	赤	松		功	48番	千	船		司
54番	工	藤	直	義					

説明のため出席した者

市長職務 副市長	田 頭 肇	収入役	田 中 實
教育長	牧 野 正 藏	公営企業 管理者	杉 山 重 一
代査表 監査委員	菊 池 十 四 夫	総務部長	齋 藤 純
総務部 税調整監	佐 藤 忠 美	総務部 総務部長	西 堀 敏 夫
企画部長	阿 部 昇	企画部 部長	近 原 芳 栄
民生部長	佐 藤 吉 男	保健福祉 部部長	佐 藤 節 雄
経済部長	佐 藤 純 一	建設部長	成 田 豊
建設部 部長	石 田 三 男	教育部 部長	新 谷 加 水
公企業 局局長	小 川 照 久	監査委員 長	遠 藤 雪 夫
企画部 部長	千 船 藤 四 郎	企画部 副部長	鈴 木 克 郎
選挙管理 委員会 事務局長	大 芦 清 重	農委 事務局 局長	村 川 修 司
川舎所 内長	工 藤 昭 治	大庁舎 所長	伴 邦 雄
脇野所 所長	船 澤 桂 逸	総務課 部長	松 尾 秀 一
総務部 行政係 課長	吉 田 真	総務課 部長	澁 田 剛

事務局職員出席者

事務局 長	小 島 昭 夫	次 長	高 田 文 明
総括主 幹	工 藤 昌 志	総括主 幹	柳 田 諭
庶務係 長	金 澤 寿 々 子	庶務係 主任 主査	濱 村 勝 義
調査係 主査	石 田 隆 司	議事 係 主任	葛 西 信 弘
議事 係 主査	井 戸 向 秀 明		

開議の宣告

午前10時05分 開議

○議長(川端澄男) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は54人で定足数に達しております。

表彰状の伝達

○議長(川端澄男) 議事に入る前に表彰状の伝達を行います。

去る6月19日に開催されました全国市議会議長会第83回定期総会において、市議会議員在職10年以上として村中徹也議員、また市議会議員在職15年以上として菊池一郎議員、高田正俊議員、石田勝弘議員が一般表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行います。

○事務局長(小島昭夫) それでは、お名前を読み上げますので、演壇までお願いいたします。

まず、村中徹也議員、お願いいたします。

○議長(川端澄男) 表彰状。むつ市、村中徹也殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第83回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長(小島昭夫) 次は、菊池一郎議員、お願いいたします。

○議長(川端澄男) 表彰状。むつ市、菊池一郎殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第83回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長(小島昭夫) 次に、高田正俊議員、お願いいたします。

○議長(川端澄男) 表彰状。むつ市、高田正俊殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第83回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長(小島昭夫) 次に、石田勝弘議員、お願いいたします。

○議長(川端澄男) 表彰状。むつ市、石田勝弘殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第83回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長(小島昭夫) 以上であります。

○議長(川端澄男) これで表彰状の伝達を終わります。

諸般の報告

○議長(川端澄男) 次は、諸般の報告を行います。

まず、6月19日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、6月22日、本会議終了後の議会運営委員会において、議員49名から提出がありました清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議、議員

50名から提出がありました日豪、日米などF T A ・ E P A 促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める意見書及びアメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書については、本日この後議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 下北駅前整備促進特別委員会委員の選任

○議長（川端澄男） 日程第1 下北駅前整備促進特別委員会委員の選任を行います。

本件は、1名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。下北駅前整備促進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、富岡幸夫議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました富岡幸夫議員を下北駅前整備促進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第2～日程第32 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（川端澄男） 日程第2 議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例から、日程第32 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの31件を一括議題といたしま

す。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第42号、議案第43号、議案第50号から議案第52号及び報告第16号から報告第19号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（52番 慶長徳造議員登壇）

○52番（慶長徳造） 総務常任委員会委員長報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案5件、報告4件について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託された報告第16号につきましては、反対討論が出されましたが、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。ほか議案5件、報告3件につきましては全会一致で可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、地方税法等の一部改正による新信託法の制定に伴い、地方税法等の一部改正が行われ、法人課税信託の引き受けを行う個人事業者に対し、市民税の法人事業割を課すものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、法人課税信託引き受けを行う個人事業者は市内にあるのかとの質疑があり、理事者側からは、現在複雑な信託法となっており、全面改正し、本年10月1日から施行

するもので、事業者の数等はとらえかねるとの答弁がありました。

次に、議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うためのものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、行政財産を目的外使用している施設を具体的に聞きたい、また建築物全体、一つの建物、施設を目的外使用している施設はあるのかとの質疑がありました。

理事者側からは、庁舎内の食堂、社会福祉協議会、記者クラブ、銀行ATM、自動販売機等に許可を出している。また、一軒家をすべて目的外使用として許可しているものはないとの答弁がありました。

さらに、同委員から、旧町村部においても、一つの施設が目的外使用されている例はないのかとの質疑があり、理事者側から、目的外使用されているところはあるが、施設すべてを目的外使用で許可しているものはないとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、大畑地区でスクールバスが目的に沿わないということで廃止される方向にあるが、この条例に従って目的外使用することは可能かとの質疑があり、理事者側からは、バスについては行政財産の中を含めた解釈はしていないため、この条例には適用されないとの答弁がありました。

次に、議案第50号 青森県市長会館管理組合規約の一部を変更する規約についてであります。

本案について、理事者側から、地方自治法の一部改正により、助役及び収入役制度の見直しが行われたことにより組合規約を変更するものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

本案について、理事者側から、青森県市町村職員退職手当組合の構成団体の解散及び組織の変更並びに地方自治法の一部改正に伴い、同組合を組織する団体数を減少するための組合規約を変更するためのものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、青森県市町村税滞納整理組合は解散されたのか、どのような組織なのか、またむつ市はこれに加盟していないのかとの質疑に対して、理事者側から、旧町村では職員数の限りもあり、この組合にお願いして滞納者の収納事務を行っていた。収納できた場合は、その何%かを支払う制度で活用していたが、合併後のむつ市では、この制度は活用しておらず、他の市町村で活用しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、その組合に依頼する場合と、職員自らが徴収する場合は、どちらの徴収率がよいのかとの質疑があり、理事者側から、滞納整理組合は職員が5人程度しかおらず、効率は余りよくないのではないかと、市では収納職員が10人ぐらいおり、収納のノウハウは市の方があるという自負の中で収納事務を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第52号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

本案について、理事者側から、当組合に青森県後期高齢者医療広域連合が加入することに伴い同組合を組織する団体を増加し、それに伴い組合規約を変更するものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて、理事者側から、地方税法等の一部改正に伴い、平成19年度の課税事務に密接な関連を有することから専決処分したものであり、主な改正としては、株式譲渡等に係る市民税の軽減措置の期限延長、バリアフリー改修に係る固定資産税の軽減措置等が主なものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、株取引に係る所得税の軽減措置を延長し、株取引する方に有利な条例になっているのか。たばこ税が上がったのか。また、国民健康保険税の限度額を53万円から、今度は56万円まで課税してよいということか。もしそうであれば、引き上げないで53万円にできないものかとの質疑がありました。

これについて、理事者側から、株取引について、一般の個人投資家に対し、有利な税率をもう一年延長するということである。たばこ税の値上げは去年の7月であり、今回の改正は定率減税等も終わったことから、附則での課税額を本則に戻すという改正であるので、値上げではない。また、国保税は社会保険料の性格であり、課税額が余り高くないように課税限度額が設定されている。ただ、余り低くすると中間所得層の方々の負担がふえるので、何年かに1度見直しをしている。ここ三、四年見直ししていないので、今回国で見直し、3万円必要ということであるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、限度額は市で独自に決めることができるのか、国が決めたから自動的にやらなくてはいけないのかとの質疑があり、理事者側から、国で割合を勘案しており、市が独自に決めているものではない。むつ市は国民健康保険税だが、厚生労働省所管の国民健康保険料としている自治体もあり、その保険料も限度額を3万円上げ、全国的に同じであるとの答弁がありました。

また、別の委員からは、バリアフリーに係る固

定資産税の減免を具体的に説明してほしいとの質疑があり、理事者側から、改築したり、増築したりして、バリアフリーでかかった方々に固定資産税の3分の1を軽減するものであるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、もし専決処分せず、6月定例会に議案として上程するとどうなるのかとの質疑がありました。理事者側からは、国の法律が変わっても条例を改正しなければ前の条例が生きている。6月定例会となると約3カ月分の税が前の税条例で賦課することとなる。県のペナルティーもあり、事務的にも2段階の税徴収となってしまうことから、これまでも専決処分して、4月1日から施行しているとの答弁がありました。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて、理事者側から、平成19年度の課税事務に密接な関連を有することから専決処分したものであり、主な改正としては、租税特別措置法に係る固定資産税の税率の特例の適用期限に関する改正、租税特別措置法の改正等に伴う条文整理であるとの説明がありました。

このことについて、委員から、不動産取引2,700万円以上を不均一課税にすることで効果はあったのかとの質疑があり、理事者側から、不均一課税の対象は土地、建物と償却資産が2,700万円以上の設備の方を軽減するものであるが、今のところ半島振興法を申請し、軽減している団体はないとの答弁がありました。

さらに、同委員から、利用したい方がいるのに、利用しづらいところがあるのか、2,700万円を取っ払ってしまうとか、むつ市独自の振興策としてできないものかとの質疑がありました。理事者側から、この半島振興法も企業誘致の一環であり、税を軽減するから、ぜひ来てもらえないかということが目的である。それに対して今のところそう

いう方がいない、また誘致企業だけでなく市内の企業でも製造業、旅館業で新しく設備をふやした方には、税の軽減を3年間するという事なので、利用できる企業であれば、どんどんやっていただきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、本報告が承認されない場合どのような影響があるのかとの質疑があり、理事者側から、前条例は平成19年3月31日までなので、本報告が施行されなければ不均一課税は失効するとの答弁がありました。

さらに、同委員から、前の議案も同じような解釈でいいのか、失効してしまうのかとの質疑があり、理事者側から、前の議案も株式譲渡に係る軽減措置の期限延長なので、これが通らなければその分も失効するとの答弁がありました。

次に、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて、理事者側から、平成19年度の課税事務に密接な関連を有することから、専決処分したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これについて、理事者側から、後期高齢者医療制度のスタートに先駆けて、本年4月1日から、青森県後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣しており、その職員への単身赴任手当の支給に係る規定を追加したものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、むつ市の職員も派遣するのか、広域連合の職員構成についての質疑がありました。これに対して理事者側から、むつ市でも既に1名派遣しており、派遣期間は最低3年、その後新たな職員を派遣する。広域連合は、県の職員と市町村の職員で構成され、各市からは毎年派遣されるが、町村については数年に1回の派遣となるとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第33号、議案第36号から議案第40号及び議案第48号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（28番 佐々木隆徳議員登壇）

○28番（佐々木隆徳） 産業経済常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。議案第48号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他の議案6件につきましてはご異議があり、反対討論が出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第33号 むつ市マリンハウス脇野沢条例についてであります。理事者側から、むつ市マリンハウス脇野沢を公の施設とし、その管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、施設の老朽箇所等について、補修、改修した後に指定管理者制度に移行した方が民間活力を生かせるのではないのかとの質疑があり、それに対し、理事者側からは、指定管理者制度移行前に大規模な改修をすることは財政的に困難であるが、補修が必要な部分については徐々に対応していくとの答弁がありました。

また、同委員から、指定管理者の選定方法についての質疑があり、それに対し、理事者側から、

指定管理者の選定方法については、公募の結果、応募団体が二つ以上ある場合には、指定管理者選定委員会での協議のうえ、選定することとなるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、将来的にマリンハウス脇野沢と脇野沢流通センターを一体化させるのであれば、指定管理者は同一業者になるのかとの質疑があり、理事者側から、来年4月をめどに二つの施設について、同一の指定管理者にお願いすることを考えているとの答弁がありました。

次に、議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例についてであります。理事者側から、むつ市ふれあい温泉川内の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、指定管理者制度に移行した場合、以前からその施設で営業している業者の営業継続を保護する条例を今後新たに制定しないのかとの質疑があり、理事者側から、指定管理者制度は現在営業している業者を保護することを予定しておらず、原則的には指定管理者の意向を尊重し、経営について制限を加えないとの答弁がありました。

次に、議案第37号 むつ市湯野川温泉濃々園条例についてであります。

本案について、理事者側から、むつ市国定公園湯野川休憩所の名称をむつ市湯野川温泉濃々園に改めるとともに、その管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第38号 むつ市脇野沢流通センター条例についてであります。理事者側から、むつ市脇野沢流通センターの管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、議案第36号と同様に

指定管理者制度へ移行するに当たり、施設内で現在営業中の業者の経営継続を保護する協定はないのかとの質疑があり、理事者側から、議案第36号同様、指定管理者制度の原則が適用されるため、現在営業中の業者が営業を継続できると言い切れるものではないとの答弁がありました。

次に、議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例についてであります。

本案について、理事者側から、むつ市野平高原交流センターの管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第40号 むつ市まちの駅かわうち条例についてであります。

本案について、理事者側から、むつ市まちの駅かわうちの管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例についてであります。

理事者側から、むつ市脇野沢保養センターの名称を変更するとともに、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、脇野沢保養センターの老朽化が著しく、またボイラーの故障による休館日が非常に多いこと等により、入浴客の足が遠ざからないよう補修、管理等に力を入れてほしいとの要望があり、理事者側から、大規模な改修は困難だが、平成18年度、平成19年度と予算計上し、補修を実際に行っており、また脇野沢地区唯一の温泉施設ということを考慮し、管理についても今後一層努力していくとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理者制度に移行することにより、集会施設使用料が値上がりになるのかという質疑があり、理事者側から、指定管理者制度移行前と使用料金は同一との答弁がありま

した。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで産業経済常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第35号、報告第14号、報告第15号及び報告第21号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案1件、報告3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託された議案第35号につきましては、反対討論が出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ほか報告3件については、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第35号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例についてであります。本案について理事者側から、施設の管理運営に指定管理者制度を導入するために同条例を全部改正するものであるとの説明がありました。また、この条例で施設の使用期間を4月28日から10月31日までと定めており、11月から翌年3月までの間が休みの状態となることから、管理を希望する団体があるかどうかという心配もあるため、市で管理している他の施設との組み合わせも今後検討していく考えであるとの説明がありました。

これに対し委員から、11月から3月までの冬期間は、市で管理する他の施設との組み合わせも今後検討することであるが、どのような施設があるのか質疑があり、理事者側から、まだ内部協議の段階であるが、冬期間オープンするスキー場などと組み合わせ、年間を通しての委託管理ができるよう検討していきたいとの答弁がありました。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

本案について理事者側から、下水道事業費の決算見込み等により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,617万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,358万3,000円とするため、平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を専決処分したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、受益者負担金の前納報奨金の対象となった件数と金額について、また今後前納報奨金の見直し等について質疑があり、理事者側から、前納報奨金については、むつ地区36件で44万3,300円、川内地区171件で246万2,400円、脇野沢地区33件で20万2,670円であるとの答弁がありました。また、前納報奨金の率も合併後旧市町村の率をそのまま採用してきたが、税の報奨金の率と比較すれば高いことなどから、今後は検討を考えたいとの答弁がありました。

次に、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

本案について、理事者側から、簡易水道事業費の決算見込み等により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ557万4,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,111万円とするため、平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算を専決処分したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、将来的に簡易水道から上水道への移行の見通しについて質疑があり、理事者側から、現施設が老朽化している状況等から、公営企業局とも協議しながら進めようとしている段階であるとの答弁がありました。

次に、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

本案について、理事者側から、平成18年度むつ市用地造成事業会計の決算見込みにおいて、歳入合計で2,501万9,011円、それに対し歳出合計が14億6,721万3,454円となり、歳入が歳出に対して不足する額14億4,219万4,443円を補てんするための措置として、平成19年度予算の歳入から繰上充用するため、平成19年度むつ市用地造成事業会計補正予算を専決処分したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、住宅用地の処分方法について質疑があり、理事者側から、市政だより等での公募、あるいは県の住宅供給公社へのあっせん依頼などの努力はしているものの、なかなか購入希望者がいないとのことでありました。また、価格を下げての売り払いも検討しているが、市有財産であることと、既に購入済みの方々の均衡等を考えれば、やはり適正価格で売り払いすべきであるとの答弁がありました。

このほか別の委員からも、保有資産の処分に当たっては、本常任委員会でも検討しながら提案していく必要があるのではないかとの意見がありました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第34号、議案第41号、議案第44号から議案第47号、議案第49号、議案第54号及び報告第11号から報告第13号について、教育民生常任委

員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（45番 澤田博文議員登壇）

○45番（澤田博文） 教育民生常任委員会に付託されました議案8件、報告3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第34号及び議案第44号から議案第46号の4件についてはご異議がございましたが、賛成多数で、ほか7件の議案及び報告につきましては全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第34号 むつ市かまふせビレッジ条例についてであります。

これについて、理事者側から、本条例は釜臥山スキー場とともにかまふせビレッジを指定管理に供するための改正であり、同時に許可権者を教育委員会から市長に改めるものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、かまふせビレッジは釜臥山スキー場と一体的な施設と認識しているが、どのように指定管理者制度を導入するのかとの質疑があり、理事者側からは、かまふせビレッジと釜臥山スキー場は一体的な施設として一つの団体を指定管理者とする予定であるとの答弁がありました。さらに、同委員から、制度導入のメリットを問う質疑があり、理事者側からは、現在かまふせビレッジや釜臥山スキー場及びむつ運動公園は同じ職員によって運営されているため、それぞれ期間を分けて運営せざるを得ないが、指定管理者制度を導入して施設を一体的に取り扱うことにより、運営期間の延長等柔軟な管理運営が可能

となることを見込まれるとの答弁がありました。

次は、議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、当市の人材育成にという趣意を持ち、むつ地区更生保護女性会、アイ・ラブ・アックス制作委員会及び木村龍二氏より寄附を受けたので、これをむつ市育英基金に組み入れるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次は、議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、本案はむつ市釜臥山スキー場に指定管理者制度を導入するための改正であるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、同施設に指定管理者制度を導入するに至った理由を問う質疑があり、理事者側からは、制度導入によって施設運営に必要な約20名分の民間雇用が創出され、さらに約1,000万円の経費削減が期待できるほか、営業期間の拡大や自主営業によって、より親しまれるスキー場に変容することが期待されるためであるとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、3年間をめどに指定管理者を指定し、3年が経過した後に改めて審査をするとのことであるが、その際指定管理者を希望する団体があらわれない場合はどうするのかとの質疑があり、理事者側からは、今回の改正は当該施設に対し指定管理者制度を導入できるようにするものであり、無理に制度導入を図るものではない、また導入当初ということで期間を3年としているが、3年後に応募者がいない場合には民間では無理だと判断せざるを得ず、直営管理とするほかないとの答弁がありました。

本案に対しては、複数の委員から、施設の安全管理と事故発生時における市と指定管理者双方の責任の範囲を問う質疑があり、理事者側からは、

索道事業に関しては安全管理が最も重要であることから、必要な講習を毎年受講し、現場での確かな判断を行うことができる人材を有していることが指定管理者となる条件である。また、事故発生時の責任については、協定においての取り扱いによってその所在は変わってくるものであるが、いずれにせよ施設管理者としての教育委員会の責任は免れ得ないと考えているとの答弁がありました。

次は、議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、本案はむつ市民体育館を指定管理に供するための改正であるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、当該施設に対する指定管理者制度の導入によって生ずると予想される行財政効果を問う質疑があり、理事者側からは、むつ運動公園や釜臥山スキー場とともに、むつ市民体育館についてもこれらの施設と同一の団体が指定管理者となることによって、年間を通じての雇用の創出や管理運営費の低減化、ひいては指定管理料の削減を期待することができるとの答弁がありました。

次に、市内の運動施設すべてを指定管理に供する方向で考えているのかとの質疑があり、理事者側からは、現在のところ指定管理者制度を導入する予定がないのは、脇野沢地域交流センター、川内体育館及び川内球場のあるふれあいスポーツパークの3施設であるが、ふれあいスポーツパークについては、過疎地域自立促進計画において平成21年度までに整備を実施することが検討されており、それ以降に指定管理者制度の導入を考えていきたいとの答弁がありました。

続いて、他の委員から、指定管理者の指定を行う前に、苦情のあるトイレや暖房、床等について、ある程度の整備を行うのかとの質疑があり、理事者側からは、多額の費用がかかるため、なかなか

整備に着手できない状況にあるが、指定管理に移行した後に支障があれば、個々に対応していくことになるとの答弁がありました。

次は、議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、本条例ではこれまで指定管理者制度を導入できる施設は大畑中央公園内の施設に限定していたが、むつ運動公園にも指定管理者制度を導入すべく条文の一部を整備するものであるとの説明がありました。

本案に対しては、委員から、条例中にむつ運動公園内の施設として記載されている相撲場及びプールについて、その現況を問う質疑があり、理事者側からは、条例中に記載されている施設はすべて建設当時から存在するというで規定されているが、相撲場、排球場、プールについては現在使用できない。しかしながら、これらを本条例から削除すると面積要件等さまざまな点に影響があるため、法律上これらについては単純に削除するわけにはいかないものであるとの答弁がありました。

次に、大畑中央公園とむつ運動公園について、一つの条例で指定管理者を2団体指定することについて不都合はないのかとの質疑があり、理事者側からは、これらの施設が一体的に活用される機会はほとんどないと考えられることから、別個の指定管理者でも差し支えないものと思っているとの答弁がありました。

次に、釜臥山スキー場、むつ市民体育館、むつ運動公園については、条例は別だが一つの団体を指定管理者としたいとのことであり、他方で大畑中央公園とむつ運動公園については、同じ条例で規定されてはいるが、おのおの別個の指定管理者を指定したいとのことであるが、このように複雑に指定管理者を指定することに至った経緯を問う質疑があり、理事者側からは、釜臥山スキー場、

むつ市民体育館、むつ運動公園の3施設は現在同一の職員が管理を行っており、通年雇用の確保という観点から考慮すると、同一の団体が管理した方がよいと判断したものである。また、大畑中央公園については、これまでの管理実績を踏まえたくうで財団法人むつ市教育振興会を指定管理者としているとの答弁がありました。

なお、本案に対しても議案第44号と同様に安全管理と責任の範囲に関する質疑応答があり、市や指定管理者の責任の範囲を明確に規定すべきとの複数の意見に対しては、理事者側からは、役割分担や責任分担については双方協議のうえ、基本協定や年度協定において明確にすることになるが、指定管理者とは繰り返し協議を行い、我々と同じ目線で経営をしていただけるよう必要な取り決めをする一方で、制度導入後も指定管理者以上の点検力の養成に努めていきたいとの答弁がありました。

また、複数の委員から、本条例に記載されているむつ運動公園内の陸上競技場やプール、あさひな丘球場については、所要の整備と修繕を行ってほしいとの要望が出されました。

次は、議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、本案は結核予防法が平成19年4月1日付をもって廃止されたことに伴い、本条例で引用している結核予防法の文言を削除するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次は、議案第49号 青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約についてであります。

これについて、理事者側から、本案は地方自治法の一部改正による助役及び収入役制度の見直しに伴い、組合規約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にあ

りませんでした。

次は、議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてであります。

これについて、理事者側から、本案は平成18年度の老人医療費等の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰出金の過不足を精算するものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次は、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。これは、平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分に関する報告であり、理事者側から、本報告は年度末に事務事業がおおむね確定したことにより、決算見込みに基づき補正し、専決処分したものであるとの説明がありました。

本報告に関連して、委員から、財政調整基金のこれまでの推移と現在高を問う質疑があり、理事者側からは、合併協議において「負担は少なくサービスは高く」することが決定されたこともあり、現在まで税率を据え置いている一方で当該基金を毎年度取り崩してきており、合併当初の平成16年度末で7億194万4,294円であった基金残高は、現在495万8,000円になっているとの答弁がありました。

なお、本報告に関連して、財政調整基金はあくまで緊急時における支出を支持する基金として考えるべきであり、その取り崩しには十分留意してほしい、また国民健康保険税の収納については担当課でも税務課と連携をとり、今後の対応については十分考えてほしいとの2件の要望が出されました。

次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これは、平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算の専決処分に関する報告であり、理事者側

から、本報告は年度末に事務事業が確定したことに伴い、当該予算を補正するため専決処分したものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

これは、平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算の専決処分に関する報告であり、理事者側から、本報告は、決算見込みにより2億3,010万3,000円の減額補正するものであるが、これは本会の主要な経費である保険給付費において予算編成時に前年度決算比8%増を見込んでいたものの、実際には2.5%増にとどまったことが大きな要因であるとの説明がありました。

本報告に関連して、委員から、未納額と収納を強化する対策を問う質疑があり、理事者側からは、平成17年度末現在の累積未納額は2,672万4,390円である、また収納対策としては、未納している方に対して、担当課より積極的に納付するように指示しているほか、これ以上の未納が続くとペナルティーとして給付の制限を行わざるを得ないことを警告しているとの答弁がありました。

続いて、同委員から、未納に対するペナルティーを受けた者がいるのかとの質疑があり、理事者側からは、現在までペナルティーを発動した経緯はなく、警告を行っている状況にあるとの答弁がありました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（川端澄男） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、11時25分まで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前 1 1 時 2 5 分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました21議案及び10報告については、区分して1議案1報告ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第33号

○議長（川端澄男） まず、議案第33号 むつ市マリnhaus脇野沢条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第33号 むつ市マリnhaus脇野沢条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、むつ市マリnhaus脇野沢の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであります。

指定管理者制度は、官から民へという構造改革の一つであります。指定管理者制度導入は、行政の責任放棄であり、一たん導入された後には議会のチェックが及びません。先日1億1,500万円という巨大な指定管理料を払っているウェルネスパークについての監査報告なるものが我々議員に配られました。配られるだけであり、監査報告に対し、もっと詳しく内容を聞いたり意見を言うというものではありません。しかも、監査報告書の中には経営状況が書かれておりません。1億1,500万円が妥当な金額なのかどうかを監査報告書からは判断できないのであります。

このように私たちの税金を使って運営しているにもかかわらず、議会のチェックが及ばず、行政

の責任が不明確なものとなっている指定管理者制度導入はするべきではありません。本案に対し、反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第33号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者48人、起立しない者5人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号

○議長（川端澄男） 次は、議案第34号 むつ市かまふせビレッジ条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第34号に対し、前議案と同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第34号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者49人、起立しない者4人)

○議長(川端澄男) 起立多数であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号

○議長(川端澄男) 次は、議案第35号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 議案第35号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(川端澄男) これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第35号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者49人、起立しない者4人)

○議長(川端澄男) 起立多数であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号

○議長(川端澄男) 次は、議案第36号 むつ市ふれあい温泉川内条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 議案第36号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(川端澄男) これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第36号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者49人、起立しない者4人)

○議長(川端澄男) 起立多数であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号

○議長(川端澄男) 次は、議案第37号 むつ市湯野川温泉濃々園条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番（横垣成年） 議案第37号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第37号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者4人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号

○議長（川端澄男） 次は、議案第38号 むつ市脇野沢流通センター条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第38号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第38号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者47人、起立しない者6人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号

○議長（川端澄男） 次は、議案第39号 むつ市野平高原交流センター条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第39号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第39号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者4人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号

○議長（川端澄男） 次は、議案第40号 むつ市まちの駅かわうち条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第40号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第40号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者4人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号

○議長（川端澄男） 次は、議案第41号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号

○議長（川端澄男） 次は、議案第42号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号

○議長（川端澄男） 次は、議案第43号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号

○議長（川端澄男） 次は、議案第44号 むつ市釜臥山スキー場設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第44号に対し、議案第33号と同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これでは横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第44号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者4人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号

○議長（川端澄男） 次は、議案第45号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第45号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これでは横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第45号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者5人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号

○議長（川端澄男） 次は、議案第46号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 議案第46号に対し、前議案同様の理由で反対いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） これで横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第46号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者5人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（川端澄男） 次は、議案第47号 むつ市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号

○議長（川端澄男） 次は、議案第48号 むつ市脇野沢保養センター条例の一部を改正する条例について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（川端澄男） 次は、議案第49号 青森県交通災害共済組合規約の一部を変更する規約について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（川端澄男） 次は、議案第50号 青森市長会館管理組合規約の一部を変更する規約について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号

○議長(川端澄男) 次は、議案第51号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号

○議長(川端澄男) 次は、議案第52号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号

○議長(川端澄男) 次は、議案第54号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

報告第11号

○議長(川端澄男) 次は、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成18年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。
委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第12号

○議長(川端澄男) 次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
本案は、平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第13号

○議長(川端澄男) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。
本案は、平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第14号

○議長(川端澄男) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第15号

○議長(川端澄男) 次は、報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第16号

○議長(川端澄男) 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて反対いたします。

本案は、バリアフリー改修に係る固定資産税の軽減措置の実施といういい面はあるものの、一つには国民健康保険税の最高限度額を53万円から56万円に引き上げるといふものであります。これにより240世帯が総額720万円の負担増になるといいます。

また、もう一つには、国が進める株取引優遇税制の期間を延長するというものであります。今回定率減税廃止により全国で1兆7,000億円が増税になりました。その一方、こうした株取引をする

資産家に対し減税する金額は約1兆円と言われております。お金は世間を回るといいますが、自民党政治がお金の回り方をいじくり、庶民からお金を巻き上げ、資産家だけに回るようにしむけているのであります。

国の悪政に迎合する本案に対し、反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(川端澄男) これでは横垣成年議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

報告第16号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者43人、起立しない者11人)

○議長(川端澄男) 起立多数であります。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第17号

○議長(川端澄男) 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第18号

○議長(川端澄男) 次は、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第19号

○議長(川端澄男) 次は、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第21号

○議長(川端澄男) 次は、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成19年度むつ市用地造成事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第33～日程第35 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

議員提出議案第2号

○議長(川端澄男) 次は、日程第33 議員提出議案第2号 清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。23番川下八十美議員。

(23番 川下八十美議員登壇)

○23番(川下八十美) 清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議案。議員提出議案第2号 清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議案について、決議案の趣旨と提案理由の説明をさせていただきます。

選挙は民主政治の基盤であり、民主主義の健全な発達には、選挙が明正、かつ適正に行われて初めて達成されるものである。

しかしながら、最近に於ける選挙の実態は、依然としてその腐敗の度、甚だしく、このまま推移すれば市民の政治への不信は、誠に憂慮すべき事態に立ち至るかもしれない。

かかる事態に鑑み、選挙違反を追放し、明正選挙を実現することにより、民主政治の道を大きく切り開くべきである。

よって、本市議会の決議をもって、明正選挙都市たることを宣言し、市民の希望と熱意を結集して、これが実現を期するよう一層努力することを誓い合う。

目標名題は、「清く、明るく、正しい選挙宣言都市 むつ市」とする。

以上、決議する。

これが本決議案の趣旨であります。なぜ今この時期にご提案を申し上げましたかというその理由の一端を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

我々在任特例期限内の議会も余すところあと1回だけの9月定例会を残すのみとなりました。この間来月15日には新市長が誕生し、臨時会が開催されるとはいうものの、本6月定例会もいよいよもって本日限りとなってしまいました。この重大なときに当たり、川端澄男新議長のもとでの初議会で、いまだかつてむつ市議会史上一度もなかつ

た都市宣言である本決議案が、幸いにして皆様方議員各位のご賛同を得て可決、成立されるならば、まことに意義深く、それが永遠に我がむつ市議会の歴史の1ページにきっちりと刻されるであろうことを私は心から信じて疑わぬものであります。願わくは議員各位のご賛同を賜った暁には、新しい市長のもとで、将来きっと建設されるであろう新しい市役所の本庁舎正面に、目標名題である「清く、明るく、正しい選挙宣言都市 むつ市」としっかりと明示していただき、新生むつ市のさらなる発展をこいねがい、未来永劫に向かい、市民一丸となって一歩一歩確実に前進してまいり、市民一体が住みよい立派なむつ市をつくっていかうとみんなで手を取り合っていこうではありませんか。

何とぞ議員各位のご賛同を心のしんよりよろしくお願いを申し上げます。私の決議案の趣旨と提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(川端澄男) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号 清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第3号

○議長(川端澄男) 次は、日程第34 議員提出議案第3号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。19番久保田昌司議員。

(19番 久保田昌司議員登壇)

○19番(久保田昌司) 議員提出議案第3号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

政府の経済財政諮問会議(グローバル化改革専門調査会EPA・農業ワーキンググループ)は5月8日、「EPA交渉の加速、農業改革の強化」と題する第一次報告をまとめ、公表しました。同報告は、ASEAN(東南アジア諸国連合)、オーストラリアに加えて、中国、韓国、インド、ニュージーランドとのEPA(経済連携協定)を求め、さらにAPEC(アジア太平洋経済協力会議、21カ国)レベルやアメリカとのEPA促進を要求しています。とくに日米EPAについては、「米国からの輸入農産物は、米、小麦、豚肉等、我が国の農業への影響が大きいものが多い」ことを認めながら、「日米EPAの締結は今後の重要課題」だとして、「産官学の共同研究……を早急に」始めるべきだとのべています。これは、財界・多国籍企業が求めるEPA加速化を至上目的にして日本農業を犠牲にするということにほかなりませ

ん。

同ワーキンググループに農水省が提出した試算によると、完全自由化(関税撤廃)した場合、現在40%の食料自給率は12%まで低下。米9割減、小麦99%減、牛乳88%減、牛肉79%減、豚肉7割減など、主要な農産物は軒並み壊滅的な打撃を受けます。これでは地域経済も崩壊し、産業のない、人の住めない農村になってしまうでしょう。

報告が、「農地を株式会社に現物出資して株式を取得する仕組み」を提案し、農地制度の解体、大企業による農地支配を認めよと要求していることも重大です。「グローバル化への対応」として「農業の構造改革の加速」を声高に求めています。水田中心の日本農業を持続的に発展させていくには家族経営農業が最適であり、株式会社が農業に参入すればコストが下がるというのは、農業の現場を知らない者の虚言でしかありません。

最近のバイオ燃料ブームを背景にした家畜飼料や大豆製品、食用油などの値上げを見るまでもなく、食料を輸入に頼る危うさは明らかです。国内生産を拡大して食料自給率を向上させることこそ、食料を安定的に手に入れる確かな道です。

よって、下記の事項について地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

(1) 政府は日豪EPA交渉を中止し、日米EPA締結に向けた共同研究をやらないこと。

(2) 政府はFTA・EPA促進路線を転換し、国内生産を拡大して食料自給率を向上させるための施策を強めること。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(川端澄男) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号 日豪、日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係機関としたいと思っております。ご了承願います。

議員提出議案第4号

○議長(川端澄男) 次は、日程第35 議員提出議案第4号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。19番久保田昌司議員。

(19番 久保田昌司議員登壇)

○19番(久保田昌司) 議員提出議案第4号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

日米の農政担当者は4月に電話会談を行い、アメリカ側が食肉処理施設の査察を受け入れるかわりに、日本が輸入時に行っていた全箱確認を中止することで合意しました。また、米国のジョハンズ農務長官が20カ月齢以下という月齢制限の撤廃を要求したのに対して、日本側は検討を約束し、この直後に行われた安倍首相とブッシュ大統領の首脳会談でも同様の確認をしました。

しかし、昨年7月のアメリカ産牛肉の輸入再々開後、胸腺の混入をはじめ4件も、アメリカ側の輸出条件違反が続発しています。これらはすべて全箱確認によって明らかになったもので、全箱確認をやめてしまえば違反は見過ごされ、危険な牛肉も素通りの状態になってしまいます。

そもそも、違反が繰り返される背景には、アメリカのBSE対策の構造的な欠陥があります。国民の健康と食の安全を守るには、食肉処理施設の査察や全箱確認の継続は当然であり、ずさんな飼料規制をはじめとする同国のBSE対策が抜本的に改善されないかぎり、月齢制限の撤廃など輸入条件の緩和はとうてい認められません。

さらに厚生労働省が、都道府県が独自に行っている20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する助成を次年度以降、打ち切ろうとしていることも重大です。都道府県による検査は、国が20カ月齢以下を検査対象から外すなかで、国民の強い願いである全頭検査を維持するものとして行われてきました。

国民の願いは、あくまで全頭検査の継続であり、万全のBSE対策に国がしっかり責任を持つことです。そして、不当なアメリカの圧力に屈せず、必要な安全対策をやるよう、毅然とした態度で同国に要求することです。

よって、下記の事項について地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

(1) アメリカ産牛肉の輸入時における全箱確認

を継続し、月齢制限など輸入条件の緩和を求めるアメリカの要求に応じないこと。

(2) 都道府県が行う20カ月齢以下の牛のBSE検査に対する国の助成を継続すること。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(川端澄男) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係機関としたいと思っております。ご了承願います。

日程第36 請願の閉会中の継続審査

○議長(川端澄男) 次は、日程第36 請願の閉会中の継続審査を議題といたします。

建設常任委員長から現在委員会において審査中の事件について、会議規則第105条の規定により、お手元に配布しました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第37 議員派遣について

○議長(川端澄男) 次は、日程第37 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、平成19年度下北林活議員連盟定期総会の出席並びに青森県、青森県議会及び国等関係機関への要望活動を行うため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川端澄男) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(川端澄男) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第192回定例会を閉会いたします。

午後 零時 35分 閉会